

ぶり奨学プログラムについて

ぶり奨学プログラムとは？

「ぶり奨学プログラム」とは、氷見市で育った子どもたちが更なる成長のために進学し、氷見市に戻ってふるさとの未来のために活躍できるように支援するUターン施策です。

一度県外（富山県・石川県以外）に出た若者が、氷見に戻ってくるきっかけとなるよう、実施しています。

どんな支援があるの？

- 1 通常の教育ローンより優遇される「**ぶり奨学ローン**」
- 2 奨学金やぶり奨学ローンなどの返済額を助成する「**ぶり奨学助成制度**」
- 3 氷見市出身の学生や卒業生との交流を図る「**交流事業**」
- 4 氷見市における就職・起業するための情報が取得できる「**起業支援事業**」 があります！

プログラムへの登録について

ぶり奨学プログラムへの支援を利用するためには、事前にプログラムへの**登録**が必要です。要件は次のとおりです。

対象者	進学する生徒が氷見市に住んでいること（大学等に在学中の学生については、住んでいたこと）
進学先	富山県および石川県以外 に所在する大学（大学院を除く）、短期大学、高等専門学校（4年次・5年次）、専修学校（専門課程）
対象の借入金種類	奨学金 （日本学生支援機構（国）の第一種奨学金・第二種奨学金、富山県奨学資金、氷見市育英資金）又は ぶり奨学ローン を借りる予定であること
制度理解	登録する生徒（又は学生）本人と保護者の両名が説明会に参加すること

※登録する際に必要な書類は、裏面をご覧ください。

ぶり奨学ローンとは？

ぶり奨学ローンとは、氷見市とぶり奨学プログラムについての協定を締結した金融機関が提供する低金利などの特徴がある、ぶり奨学助成制度の対象となるローンです。

ぶり奨学ローンの利用には、ぶり奨学プログラムに登録する必要があります。登録申請後に発行される登録証をお持ちの上、金融機関に直接お申込みください。なお、借りにあたっては金融機関の審査があります。

※ぶり奨学ローン提供金融機関

株式会社北陸銀行、株式会社北國銀行、株式会社富山第一銀行、株式会社富山銀行、氷見伏木信用金庫、氷見市農業協同組合、富山県信用漁業協同組合連合会

ぶり奨学助成制度とは？

「ぶり奨学助成制度」は2種類あります。ぶり奨学ローンを借りた人が大学等に在学中に支払う利子について助成する「**利子助成**」と、ぶり奨学ローン又は市が定める奨学金を借入れた人が、大学等を卒業後10年以内に氷見市に戻ってきた場合、卒業年度末の借入総額の元金及び利子の返済額に対して助成する「**元利助成**」があります。

助成金の種類	利子助成金	在学中にかかる利子の返済額について、1年ずつ交付します。（最大4年）
	元利助成金	卒業後10年以内に氷見市に戻ってきた場合に、元金および利子の返済額の総額の1/10を1年ずつ市の基準で交付します（最長10年間） ※返済時期（据え置き期間等）、プログラム登録期間、償還期間に注意
助成金の対象額		借り入れたぶり奨学ローン・奨学金の返済額のうち、 月額4万5千円 、最大4年間分（216万円）に相当する元金と利子分まで
利子助成金の対象者 ※右の条件を全て満たす人		①富山県および石川県以外の大学などに進学し、 <u>在学していること</u> ②ぶり奨学プログラムに登録していること ③大学など <u>在学中に氷見で開催するぶり奨学交流事業に年1回以上参加していること</u> ④世帯員が市税を滞納していないこと
元利助成金の対象者 ※右の条件を全て満たす人		①富山県および石川県以外の大学などに進学し、 <u>卒業したこと</u> ②ぶり奨学プログラムに登録していること ③大学などを卒業後10年以内に氷見市に戻って <u>居住していること</u> ④卒業後、 <u>地方公務員および国家公務員の職に就いていないこと</u> ⑤世帯員が市税を滞納していないこと

各種手続き時に必要な書類

ぶり奨学プログラム説明会	身分証明証（学生本人と保護者等の両方） 免許証、生徒手帳、学生証など
ぶり奨学プログラム登録申請	①ぶり奨学プログラム登録申請書 ②大学などに進学すること、または在学していることを証する書類 ※合格通知書や学生証など ③個人情報の取扱いに関する同意書 ④チェックリスト
ぶり奨学プログラム登録内容変更申請	①ぶり奨学プログラム登録内容変更申請書 ②登録内容の変更を証する書類 ※登録内容に変更があった場合は、遅滞なく申請してください。
ぶり奨学助成金交付申請 (利子助成金)	①ぶり奨学助成金交付申請書 ②大学などに在学していることを証する書類 ※在学証明書や学生証の写し ③ぶり奨学ローンの返済額を証する書類 ※返済予定表や残高証明書、通帳の写しなど
ぶり奨学助成措置の指定申請	①ぶり奨学助成措置の指定申請書 ②大学などを卒業したことを証する書類 ※卒業証明書など ③健康保険証の写し
ぶり奨学助成金交付申請 (元利助成金)	①ぶり奨学助成金交付申請書 ②健康保険証の写し ③ぶり奨学ローンや奨学金の返済額を証する書類 ※返済予定表や残高証明書、奨学金貸与証明書など

※利子助成金、元利助成金の交付申請の手続きや期限については、ぶり奨学プログラム登録者に別途案内させていただく予定です。

よくある質問に対するお答え

Q ぶり奨学プログラムに登録しなければならないのは誰でしょうか？

A 学生（進学者）本人と保護者等のどちらも登録していただく必要があります。助成金は実際に返済した方に交付します。奨学金であれば、学生本人に、ぶり奨学ローンであれば借り入れされた方（保護者等）に交付します。

Q 現役の大学生がプログラム登録前に借り入れている奨学金は対象になるのでしょうか？

A 登録前に借り入れた奨学金は対象となりません。ぶり奨学プログラムへ登録した日の月から卒業までの期間に借り入れた分が対象となります。（修業年限内に卒業する場合）

Q 交流会は絶対参加しなくてはいけないのですか。

A ぶり奨学ローンを借りて進学されている方は、年1回交流会に参加いただくことが、利子助成を申請する際の要件となっています。

Q 卒業後、氷見市に戻ろうと思っておりますが、どのような手続きが必要ですか。

A 卒業年度末を経過すると対象の方へ、指定の申請についてご案内しますので、届いた案内をご覧ください。また、奨学金やぶり奨学ローンについては、借入先と返済の手続きを進めてください。

Q 氷見市に戻ってきた場合の就職先は、氷見市内の企業でなければならないのでしょうか？

A 氷見市に居住していれば、助成の対象となります。

Q 助成金の申請を忘れていた場合、後で複数年度分の助成金をまとめて申請することはできますか？

A 過去の分もまとめての助成は行いません。利子助成の対象の方には、申請の案内を必ずお送りしておりますので、指定された期限までに、毎年必ず申請を行ってください。

お問合わせ先：氷見市 企画政策部 地方創生推進課

TEL 0766-74-8011 Mail:chihososei@city.himi.lg.jp